

高知県軟式野球連盟学童部規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この団体は 高知県軟式野球連盟学童部（以下「本会」という）と称し、高知県軟式野球連盟に属する。

(事務所)

第2条 本会の所在地は、高知県軟式野球連盟事務局内に事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は子供達が少年野球を通じて健全な発展、人材育成を図り、体力の向上及び団体スポーツを通しての協調性、連帯感や友情を育成並びに選手自身を尊重し、将来へ繋げる人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 高知県下各地における少年野球大会の開催並びに後援及び共催
2. 少年野球の普及・発展ならびに技術向上に関する指導
3. 野球人口拡大に向けての普及・広報活動の実施
4. 高知県内のすべての野球団体との交流
5. 指導者の資質向上及び審判員の技術向上
6. 県・内外を問わず、スポーツを通じて小学生の健全育成に関する事業の推進
7. U12、U10女子野球、各カテゴリーの育成及び交流など協力事業
8. その他本会の目的達成のため必要な事業を行う。
9. 高知県・市のスポーツ少年団大会・事業を担当部で行う。
10. 地域で野球を支える人材育成と人材確保

第3章 組織及びチーム構成

(組織)

第5条 本会は前条の目的に賛同した指導者と高知県下の小学生をもって結成された野球チームで本会に登録を行ったチーム及び本会役員会が承認した個人をもって組織する。

(チーム構成)

第6条 本会のチーム構成は次のとおりとする。

1. 小学生によって編成されたチーム。校区、地区、クラブチーム。
2. 女子部については、前項に登録された選手でも重複登録を認める。
3. U12、U10については、独自に開催するもので、趣旨に賛同する個人で構成する。※協力事業
4. 成人（18歳以上の男女）の指導者を3名以上で構成し、監督は公認指導員（コーチ1）、学童コーチまたは同等以上の指導者資格を有するものであること。
5. 登録チームは運営委員（運営・審判）登録者が3名以上必要。

第4章 選手の登録・除名・移籍

(登録)

第7条 チームに所属する選手は、**競技者登録システム**にて本会に登録すること。

第8条 本会に登録する選手は前6条第2項、3項を除き重複での登録はできない。

第9条 本会に所属するチームは、登録内容に変更があった場合または新たに選手登録をする場合は、**競技者登録システム**にて本会の承認をえること。承認された日から所属チームでの活動を可能とする。

(移籍)

第10条 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を退き、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。

第11条 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本会の承認を得なければならない。

1. 本規則の定めにより移籍元チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。但し、以下の場合は、本会で承認された場合のみ移籍を認める。

(1) **5年生**（3月以降～）の移籍

(2) 指導者主導の引き抜き等の行為が認められた場合

第12条 本規則に基づき移籍した選手は、本会が登録を承認した日から、籍先で活動することができる。

ただし、大会出場にあっては、組合せ抽選会（開会式前日）までに、移籍手続きが完了すること。

ただし、大会規定に別記がある場合は、大会規則を優先する。

第5章 役員

(役員)

第13条 本会には次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。本会役員は、高知県軟式野球連盟（以下「県連」という）からの承認された理事及び本会から推薦を受け県連から承認を受けた会員で構成する。

1. 学童部長1名、副部長若干名、事務局1名、スポーツ少年団担当若干名、役員とする。

2. 学童部長及び役員は県連の承認を受け選出される。

3. 学童部長は本会を代表しこれを総括する。

4. 副部長は学童部長を補佐し、学童部長に事故ある時又は欠けたるときは予め学童部長の定める処によりその代理をする。

5. スポーツ少年団担当役員は、大会・事業を実施し、スポーツ協会にかかる事務を兼務する。

6. 役員が任期途中で退任または欠員となった場合、後任を選出することができる。後任の任期は前任の残任期間とする。また、任期中に新たに役員を選出した場合も、現任役員の任期満了時期と同じとする。

第14条 本会の意志決定は本会部会を除き、定例の本会役員会によるものとする。

1. 必要に応じ適時、学童部長及び副部長・事務局長の招集により本会部会を開く

事ができる。

2. 本会部会開催にあたり、議事録を作成し周知させることを目的とする。

第6章 部会

(部会)

第15条 部会は毎年1回以上開催し事業計画、事業報告、その他重要案件の審議決定を行なう。

1. 部会決議は、出席者（委任状を含む）の議決権の過半数をもって決するものとする。
2. 緊急の場合、学童部長の招集により開催することもある。

第7章 期間

(期間)

第16条 本会の会計及び事業年度は毎年1月から12月とし、会計報告及び事業報告は県連総会にて承認を受ける。

第8章 加入及び退会

(加入)

第17条 本会に加入するチームは、全日本軟式野球連盟の定める規則・規定及び高知県軟式野球連盟が定める規則・規定を遵守しなければならない。

趣旨を理解したうえで本連盟の定める登録申込の提出と会費の支払いを行う。

第18条 会員は登録事項に変更が生じた時は、本連盟にその旨を届出なければならない。

第19条 会員の登録は毎年2月末行い、手続き完了とともにその年度の会員資格を取得する。年度初めに登録できなかった場合は、各大会の主将会議・代表者会議前に第18条の手続きを行えば、その年度の会員資格を取得することができる。

(退会)

第20条 会員は以下の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 予め定められた事項が遵守されていない場合、また、改善する意思が見られない場合
2. 暴力・暴言・選手へのパワーハラスメント等が認められ、改善の意思が見られない場合
3. 本会の活動に賛同せず、本会及び本会員の名誉を棄損したと認められる場合
4. 自ら退会の意を表明した場合
5. 除名の処置をとられた場合

第8章 規定等

(規定)

第21条 本規約に記されていない事項については、適宜、本会役員会で協議の上、追記する。

また、その他規定、細則、取決め事項、大会規定等は別途これを定める。

1. この規約は、2019年4月1日より施行する。
2. この規約は、2020年2月15日より一部改正施行する
3. この規約は、2025年2月1日より一部改正施行する